

創業支援・空き家等活用事業費補助金

最大

50万円

の補助!

空き家等（空き家・空き店舗・空き地）の有効活用を図り、創業を促進するため、町内の空き家等を活用して創業する方を対象に設備資金の一部を補助します。

補助額：対象経費の **2分の1**
 金融機関等からの融資額の **2分の1** ※どちらか低い額
 限度額：50万円



対象条件

- 1 個人の場合、町内に住民登録があること。
(申請時にない場合は、実績報告までに行うこと。)
- 2 法人の場合、登記上の本店が町内であること。
- 3 金融機関等の創業融資を受け、設備資金総額が100万円以上であること。
- 4 交付決定日より前に工事の着工（完了）をしていないこと。

※そのほかの条件や必要書類は、下記担当まで事前にお問い合わせください。

対象経費

- ・空き家等を事業所（店舗）として使用するために必要な工事費
- ・事業を行うための機器、備品等の購入費又は設置工事費（中古品や車両は対象外）
- ・事業をするために必要な家財道具の処分費

※実績報告の時に「支払証明」が必要です。

※支払証明が難しいオークション等での購入は行わないでください。

※事業者に依頼して行うものに限ります。

